

# フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

令和2年  
4月施行

## フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器のうち、  
フロン類が  
使われているもの



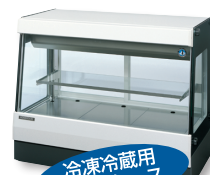
店舗用エアコン



ビル用  
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用  
ショーケース

など

## 建設・解体業者

### やるべきこと

- 1 解体する建物において業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、  
その結果を書面で発注者に説明。

**改正点** その書面の写しを3年間保存。

- 2 フロン類の回収を充填回収業者に依頼。  
(工事の発注者から充填回収業者への  
フロン類引渡しを受託した場合)

- 3 フロン類が回収されていることを確認し  
廃棄物・リサイクル業者に  
機器を引渡し。



**フロン類をみだりに放出した場合、  
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

## 工事の発注者



### 改正点

フロン類を未回収のまま行う  
機器廃棄は直接罰の対象。

**違反した場合、  
50万円以下の罰金**

## 廃棄物・ リサイクル業者



### 改正点

フロン類の回収が確認でき  
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、  
50万円以下の罰金**

# ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

## 機器がある場合

## 機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

引取証明書(写し)

充填回収業者\*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。  
※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。  
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

Q 「委託確認書」や「事前確認書」(解体工事元請業者が機器の所有者に説明する際の書面)の様式はどこで入手できますか?

A 法令で定められた様式はなく、必要項目が満たされていれば任意の様式で構いません。なお、法令で定める事項を満たした書面の様式の例としては、例えば、一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)が作成しているものがあります。

Q 業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されているフロン類を放出している疑いのある現場を見つけた時は、どうしたらよいですか?

A 速やかに都道府県のフロン排出抑制法担当部局、環境省又は経済産業省に御連絡ください。

※家庭用エアコンは、家電リサイクル法により室内機・室外機を一体としてメーカーが引き取り処理することとなっていますので、現場での解体及びフロン類の抜き取り・大気放出は行わないでください。

## 問い合わせ先 (フロン排出抑制法関連)

●岡山県環境文化部環境企画課 ☎ 086-226-7299 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

●岡山県備前県民局地域政策部環境課 ☎ 086-233-9806 〒700-8604 岡山市北区弓之町下6-1  
＜管轄区域：岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町＞

●岡山県備中県民局地域政策部環境課 ☎ 086-434-7066 〒710-8530 倉敷市羽島1083  
＜管轄区域：倉敷市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町＞

●岡山県美作県民局地域政策部環境課 ☎ 0868-23-1227 〒708-8506 津山市山下53  
＜管轄区域：津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町＞

●経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 ☎ 03-3501-1511(内線3711)

●環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室 ☎ 03-3581-3351(内線6753)

●フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon/>

